

1. 令和2年第4回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和2年10月1日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第102号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第103号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第104号 令和元年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程5 議案第105号 令和元年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程6 議案第106号 令和元年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程7 議案第107号 令和元年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程8 議案第108号 令和元年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 議案第109号 令和元年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第110号 令和元年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第111号 令和元年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第112号 令和元年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第113号 令和元年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第114号 令和元年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第115号 令和元年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第116号 令和元年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第117号 令和元年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第118号 令和元年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第119号 令和元年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第120号 令和元年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第121号 令和元年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第122号 令和元年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第123号 令和元年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第124号 令和元年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程25 議案第125号 令和元年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程26 請願第3号 消費税率の大幅引き下げを求める意見書を国に提出することを求める請願書について

日程27 陳情第1号 「コロナ社会」での必要な医療提供を継続するための「地域医療機関等への機能継続交付金」の創設を求める陳情について

日程28 陳情第2号 「新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書（案）」の採択を求める陳情について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程28まで

日程29 議案第135号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について

日程30 議発第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

日程31 議発第9号 国土強靱化対策の継続・拡充、並びに地域の実情に応じた経済対策と社会資本整備の推進を求める意見書について

日程32 議発第10号 議員派遣について

日程33 議報告第9号 諸般の報告について（議員派遣の報告）

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼 山 悌 孝
15番	尾 村 忠 雄	16番	渡 辺 友 三
17番	清 水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日 置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆

健康福祉部長	和田 美江子	農林水産部長	五味川 康 浩
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡上偕楽園長	松 井 良 春
教 育 次 長	佃 良 之	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	笹 原 克 仁	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	川 尻 成 丈	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議会事務局 議会総務課 主 任	岩 田 亨 一
議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志		

◎開議の宣告

○議長（山川直保君） おはようございます。

議員各位におかれましては、9月8日の開会以来、それぞれの出務、御苦労さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることとなりました。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、8番 原喜与美君、9番 野田勝彦君を指名いたします。

◎議案第102号及び議案第103号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保君） 日程2、議案第102号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について、日程3、議案第103号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました2議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果について御報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、令和2年9月23日開催の第4回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第102号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたため、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から個人番号カードの交付手数料について質問があり、初回の交付は無料であるが、再度交付を受ける場合は手数料が必要となり、料金については法で定められているとの説明がありました。

また、マイナンバー制度が施行されてからの行政内部での運用について質問があり、児童手当現況届に関しては、マイナンバーカードとマイナポータルサイトを活用することで自宅からの申請が可能となっている。マイナポイント制度が始まったことなどから、発行件数が増加してきているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和2年10月1日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） おはようございます。

それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例議案1件につきまして、令和2年9月25日開催の第4回文教民生常任委員会において慎重に審査を行いましたので、その経過と結果についてを御報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第103号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、まん真ん中広場にシャワー棟を新設することに伴い、シャワー室の1人1回当たりの使用料の規定を整備するため、改正するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から使用料の支払い方法について質問があり、高鷲吼高原スポーツ広場のシャワー室については、広場の利用許可書の中にシャワー室の利用回数を記入する欄があり、使用申請時に予定の回数を記入してもらい、利用終了後に回数を再度確認し、料金を頂いている。まん真ん中広場についても、美並振興事務所がこの業務を担い、同様の方法で実施することとしているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について御報告いたします。令和2年10月1日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 渡辺友三。

以上でございます。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第102号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第102号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第103号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第103号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第104号から議案第125号までについて（委員長報告・採決）

○議長（山川直保君） 日程5、議案第104号 令和元年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程25、議案第125号 令和元年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの22議案を一括議題とします。

ただいま一括議題としました22議案は、決算認定特別委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算認定特別委員会委員長、11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 決算認定特別委員会の報告をさせていただきます。

令和2年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました令和元年度決算認定関係22議案につきまして、令和2年9月11日開催の第1回決算認定特別委員会、14日開催の

第2回決算認定特別委員会及び15日開催の第3回決算認定特別委員会において慎重に審査いたしましたので報告をいたします。

なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第104号 令和元年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第105号 令和元年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第106号 令和元年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第107号 令和元年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第108号 令和元年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第109号 令和元年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第110号 令和元年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第111号 令和元年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第112号 令和元年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第113号 令和元年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第114号 令和元年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第115号 令和元年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第116号 令和元年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第117号 令和元年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第118号 令和元年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第119号 令和元年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第120号 令和元年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第121号 令和元年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第122号 令和元年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第123号 令和元年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第124号 令和元年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第125号 令和元年度郡上市病院事業会計決算認定について、以上22議案につきましては、審査の結果、本委員会としては全会一致で認定することに決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。令和2年10月1日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会決算認定特別委員会委員長 田中やすひさ。

よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） ありがとうございました。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第104号 令和元年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第104号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第105号 令和元年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第105号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第106号 令和元年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第106号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第107号 令和元年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第107号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ

りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第108号 令和元年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第108号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第109号 令和元年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第109号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第110号 令和元年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第110号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第111号 令和元年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第111号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第112号 令和元年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第112号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第113号 令和元年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第113号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第114号 令和元年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第114号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第115号 令和元年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第115号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第116号 令和元年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第116号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第117号 令和元年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第117号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第118号 令和元年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第118号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第119号 令和元年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第119号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第120号 令和元年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第120号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第120号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第121号 令和元年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第121号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第122号 令和元年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第122号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第122号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第123号 令和元年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第123号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ

りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第123号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第124号 令和元年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第124号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第124号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第125号 令和元年度郡上市病院事業会計決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第125号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第125号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

◎請願第3号から陳情第2号までについて（委員長報告・討論・採決）

○議長（山川直保君） 日程26、請願第3号 消費税率の大幅引き下げを求める意見書を国に提出することを求める請願書についてから、日程第28、陳情第2号 「新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書（案）」の採択を求める陳情についてまでの3件を一括議題とします。

ただいま一括議題としました3件は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） たびたび失礼します。

令和2年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和2年9月23日開催の第4回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

請願第3号 消費税率の大幅引き下げを求める意見書を国に提出することを求める請願書について。

請願書を議会事務局職員が朗読後、紹介議員から請願の趣旨について説明を受けました。

委員からは請願の目的と税率について質問があり、紹介議員からは消費税を下げ消費を拡大し、GDPを引き上げ、経済を活性化することが目的であるとの説明がありました。

委員からは消費税は昨年開始された幼児教育・保育の無償化の財源であり、全世代型社会保障の構築に転化する財源としても必要であること、消費税を減税することで事業者の混乱を招くおそれがあるとの意見がありました。

また、消費税の減税の前に、財政の再建や社会保障をどう支えていくかの議論が必要であることや、消費税は社会保障費の財源であり、コロナの収束が見えない中、消費税のみを議論するのではなく、法人税等も含め一体として研究する必要があるとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を不採択すべきものと決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和2年10月1日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上です。

○議長（山川直保君） ありがとうございました。

続いて、文教民生常任委員会委員長、16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました陳情2件につきまして、令和2年9月25日開催の第4回文教民生常任委員会において慎重に審査を行いましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

陳情第1号 「コロナ社会」での必要な医療提供を継続するための「地域医療機関等への機能継続交付金」の創設を求める陳情。

審査に当たりまして、陳情第1号及び陳情第2号の2件については、新型コロナウイルス感染症に係る医療機関への対応であること、また、陳情者が同一であったことから一括議題として意見を求め、採決を行いました。

議会事務局から、陳情内容と県内市議会での取り扱い状況、国・県の医療機関に対する支援についての説明を受けました。

審査の中で、委員から国・県による支援がこれまでも行われており、今後においても支援が行われる可能性が考えられるため、国・県・他市議会の動向を見て判断してはどうかとの意見がありました。

また、郡上市においては、現状では、新型コロナウイルス感染症の感染者はいないことから、早急に行う必要はないのではないかとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で、本件は継続審査を要することに決定をいたしました。

陳情第2号 「新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書（案）」の採択を求める陳情。

本陳情に関しましては、陳情第1号と関連しているため、一括議題として経過報告をいたしましたので、結果のみを報告いたします。

審査の結果、本委員会としては全会一致で、本件は継続審査を要することに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。令和2年10月1日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 渡辺友三。

以上でございます。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

請願第3号 消費税率の大幅引き下げを求める意見書を国に提出することを求める請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

請願第3号に対する討論の通告がありますので、討論を行います。

9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 9番、野田でございます。よろしくお願いします。

請願第3号につきまして、消費税率の大幅引き下げを求める意見書を国に提出することを求める請願ということで、私、紹介議員を努めさせていただきましたので、先ほどの総務常任委員会の決定に対する反対討論という形になりますが、ぜひとも採択をしていただきたいというこの立場から若干説明をさせていただきます。討論をさせていただきます。

内容は総務常任委員会での内容と同意ですので、若干重複したりなんかで大変失礼な面もありますが、改めて最初から説明させていただきます。

第1点は、消費税というその税制の問題であります。

これはいろんな機会に申し述べることもありましたし、多くの学者やあるいは政治的な分野からも発言がたくさんありますので、詳細は避けて要点だけにさせていただきます。

消費税は、第一に挙げなければならないことは累進性が取れないこと、これに尽きると思います。所得の低い方はその所得の大部分を消費に回さなければなりません。そこには10%は確実に課税されます。どんなに貧しい方でも子どもさんでも、消費をすれば10%です。食料品軽減はちょっとここでは置いておきます。高額所得者は所得のほんの一部を消費に回すだけで済むでしょう。その消費税としての負担は微々たるものではないでしょうか。

この結果、この消費税率を上げれば上げるほど、所得格差、貧富の差は拡大します。これが大原則だと私は思います。

その消費税は、上げれば上げるほど消費に対する罰則感、多くの人は罰則だとは思っていないかもしれませんが、税率を上げれば当然ながら消費は減退しますから、一種の罰則的な性格を持つものと多くの学者は指摘しております。かつて物品税というぜいたく品に対する課税がありましたけれども、これは消費税導入以前でございます。あれとよく似ている面が今全ての消費にかかってくるというわけであります。

こうした消費税を3から5へ、5から8、8から10へと、最初は導入時は「薄く広く」と言っておりましたが、これがとうとう薄いどころか「厚く広く」、こういう税制に変わってしまい、今や国の税収のおよそ35%、税目のトップになってしまいました。2番目はちなみに所得税であります。これは30%程度です。そして3番目が法人税で20%ぐらいです。所得税は所得がなければ課税されません。法人税は赤字の場合は課税されません。消費税は全てに課税されます。

ここにもってきて10%に上げた昨年10月以降、消費が大きく減退し、冷え込んでいるときに、あたかも狙い撃ちされるかのごとくコロナ禍が起こったわけであります。

御存じのようにGDPは年率換算で27%、28%下がり、つい最近の統計では30%を超えてしまったと。これは大変な事態であります。もちろんこれはGDPですが、GDP以外でも国民所得のほうからも個人消費は8.2%、年率では29%近く下がっているんです。要するに消費が大変落ち込んでしまっている、これは当然こうなる条件が今はあまりにもそろい過ぎているということだと思いますが、これはもう本当に重大な事態になっておる。

したがって、ますますコロナ禍で大きなダメージを受けてみえる方々、あるいは所得の低い方々は、本当に路頭に迷われているのではないのでしょうか。

これに対して、国や郡上市をはじめ自治体は様々なコロナ対策支援、様々な給付を行っております。国も大きな金額を出して、郡上市も独自の政策を出しながら、この急場を何とかしのいでもらえるような様々な施策を行っていることはもちろん大切なことであり、まずはこの急場をしのぐなければならない。これは大変重要な政策でありますし、これは大いに協力し、賛成し、進めていか

なきゃならんと思っております。

しかしながら考えてみていただきたい。この様々な支援政策というのは、時間的にも限定がございます。いついつまで、対象の世帯、事業者、職種、これもどういう職種か、どういう方々かという限定がございます。あるいは地域限定もあるかもしれませんし、年齢の限定があるかもしれません。要するに、この支援策というのは継続性や普遍性がないわけであります。

そして、これが継続できないというのは、いつ終息するかも分からないこのコロナ禍において、その対策としては極めて不安定であり不安であります。この先どうなるんやろ、この支援、給付が終わったらどうになってしまうの、こういう観点からもやっぱり国民は大きな不安を抱えていらっしゃるんじゃないかと思います。

先ほどの総務委員会の御意見の中にも、「コロナ終息が見えない中で」と、見えない中であるがゆえに、私は消費税は下げるべきだと思うんです。見えておればその必要はないんです。

そこで消費税の引下げがどういった役割や効果を持つのか、これも総務委員会の中で御質問をいただきましたけれども、この全て消費税の引下げによって私たちが期待をするのは、消費を喚起し、特に負担感の大きな世帯の方々、平均的以下といいますか、所得の多くないの方々については、これは大きな経済的な支援になるはずであります。

消費を喚起すること、そして下げた分だけは消費が上向きますから、この上向いた分、消費が伸びた分については、GDPも引き上がっていくはずであります。国の消費総額の約6割は個人消費、残り4割が政府、自治体、あるいは輸出でありますから、この効果は大変大きいと思わざるを得ません。しかも消費税を引き下げるとは、継続的にこれを実施できるということ。

2つ目は、職種やあるいは業種など様々な限定がないということです。

総務委員会の意見の中にも、「事業者が戸惑われるという」意見がありましたが、これは逆であります。上げるときこそ戸惑われた。下げるのは簡単でございます、何も戸惑う必要はないわけです。さらに様々な給付による手続などは間にいろんな事業者が入られて手数料を取られますが、この手数料も要らない。手続は実に簡単、こういうメリットもあります。

すなわち消費税を引き下げるということは、最も効果的、効率的で公正である、そういう大きなメリットを抱えていると思います。

続きまして、この消費税を下げることにについては、確かにそういうメリットもあるでしょうとお考えかもしれません。と同時に、逆に今度はそれによって様々な施策が行われておりますから、その施策に対する手当はどうするのか。仮に消費税ゼロにすれば国の税収の35%がなくなると、ゼロにした場合ですね、5%にすればその半額でございます。こうした大きな財源収入が減るわけですから、その手当はどうするのかという議論です。

国のレベルで言えば、まず第1点は、法人税を元のレベルまで引き戻すこと。

かつて法人税は約40%ありましたが、今は23.数%、おおよそ半分になっているんです。これを元どおりに、40とは言わないにしても10%上げて大変大きい。しかも大企業を中心としてさまざまな優遇税制もございます。輸出減税、研究開発減税、あるいは連結減税、この減税によって大企業は税率約12%まで下がっているわけです。これを引き上げることによって、十分この財源は確保できるわけです。

もう一つ、所得税のうちの年収1億円以上の超高額所得者に対する課税を強化すること。

これは富裕税という言葉もありますけれども、大きなのはやはり金融資産に対する課税だと思います。利子税を20%分離せずに所得税に編入すれば、これは大きな税収になってくるはずです。

こういういろんな方法を採用すれば、消費税をなくすことに、あるいは大幅に下げることによる減収を補うことは十分可能である。総務委員会の御意見の下の方にも、消費税のみを議論するのではなくとありますが、もちろん当然です。これはセットにして考えなければならんことであります。

具体的に郡上市で言いますと、この総務委員会の後にいろんな御意見を頂いたんですが、ちょっと大ざっぱな、やや雲をつかむようなところがございますけれども、この郡上市の税収の問題を考えてみたいと思います。

令和2年の今年の郡上市の歳入の中で、地方消費税交付金が9億7,000万円ございます。この消費税を仮になしにすると、9億7,000万円が入ってこなくなる、これは大変なことです。でも一方で、郡上市がいろんな事業を行う中で消費税を負担しています。これを合計してみると一体幾らになるのか。これは実を言いますと、いろんなところに聞いてみましたが、そのデータはございません。一体、郡上市は消費税をどれだけ払っているか分からない。

そこで私はちょっと冒険的ですが、概算で見ってみました。郡上市の普通建設事業費が45億円、物件費が39億円、その他11億円、維持補修補助費、これらは多くが消費税を負担しなければならない事業だと思います。もちろんこれ以外にも消費税はいろいろあります。これを今3つ申し上げましたが、これを合計すると95億円です。これに10%を掛ければ9億5,000万円、大体郡上市が受け取っている消費税交付金と同額が郡上市が支払っている消費税分である。しかもこれは一般会計だけです。特別会計やあるいは企業会計まで入れると、あるいは10億円、十数億円になると私は思います。

すなわち消費税が仮にゼロになっても、プラスになるということです。これは同様に郡上市民についても言えると思います。

総務委員会の意見の中に、例えば幼児教育や保育の負担を消費税によって出しているのと、これがなくなったら大変ではないかと。でも考えてみてください、郡上市民が一体どれぐらい消費税を負担しているのか。もし消費税がゼロになれば、郡上市民はどれだけ払わなくて済むのか。

これも私、大変大ざっぱですが計算してみました。仮に1世帯当たり年間200万円の消費支出が

あったとします。これは平均的に、この200万円で足りるのか足らんのか、余るのかも分かりませんが、ざっと見て200万円。1万4,500世帯ありますので、290億円の消費をしているわけです。そのうち食料もたくさんありますので、税率を0.09、すなわち9%とした場合、26億円、郡上市民は消費税を払っているわけなんです。全世代型社会保障、あるいは幼保の無償化よりも、はるかに大きな税を払っているんです。これがなくなったらどうですか。

ですからこう考えてみると、消費税を大幅に引き下げて、ゼロは無理にしても5%、あるいは7%でこうやって引き下げることによって、市民は本当に大きな経済的な支援を受けることになるんです。

そして、様々な御心配もおありでしょう、社会保障はそうすぐ簡単にはいかんだろうとか、あるいは法人税はそう簡単には上げられんだろうと。いや、これは政治の問題です、やろうと思えばすぐできます。幼保の無償化、あれほど困難だったのがすぐやりました。ですから、国にそういう決断を求めるのがこの意見書でございます。

どうか皆さん、この意見書を採択していただいて、郡上から消費税を引き下げて、経済を回復し、市民の生活を守っていこうという気概を示していただきたい。どうかよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 請願原案に反対の討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 13番 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） 13番、田代です。

ただいまの請願に対する反対討論をさせていただきます。

新型コロナウイルスが世界経済や我が国経済に与える被害は未曾有のものとなりつつあります。これに対して、各国とも財政、金融政策を総動員して対応しているのが現状です。

一方、非常時を理由に、財政規律の弛緩を容認する動きがあることも大変懸念されています。消費税減税の要求もその1つと思われます。

しかし、消費税は社会保障の財源であり、仮に減税となると悪影響が及び、高齢化が進む我が国においては将来に禍根を残しかねないことになると思います。コロナ禍において政府は万全の対策を講じる必要があるとしても、消費税の減税が妥当な手段とは考えられません。

我が国の消費税は、いわば国が地方に代わって徴収する地方税であり、消費税の約2割は地方交付税の財源にもなっており、また、社会保障目的税で社会保障に充てられる現在、全世代型社会保障として、医療、介護、年金に加えて、幼児教育、保育の無償化などの貴重な財源として、国民生活を支える財源的基盤となっています。

また、仮に減税となれば、事業者の経理システムの改修、郵便料金のような公共料金、診療報酬

や介護報酬などを再設定する必要があるので、準備に費やす時間など現場の混乱が不安視されることもあります。増税が不人気な政策であることは当然であり、政治も多くの犠牲を払いながら、国家百年の計として消費税率10%を実現してきたと思います。

以上の理由で、社会保障制度を守るためにも消費税減税の余地はないと判断し、消費税率の大幅引き下げを求める意見書を国に提出することを求める請願書には反対、本件を不採択とする委員長報告には賛成の討論といたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（山川直保君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結、採決を行います。

請願第3号に対する委員長報告は不採択ですので、提出されている請願について採決をいたします。請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山川直保君） 起立少数でありますので、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第1号、陳情第2号の2件は関連がありますので、一括採決いたします。

ただいま文教民生常任委員長から報告のありました陳情第1号及び陳情第2号については、会議規則第111号の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出があります。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号、陳情第2号は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分といたします。

（午前10時24分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時35分）

○議長（山川直保君） ここで、日程の追加を行いたいと思います。

議案第135号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について、議発第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、議発第9号 国土強靱化対策の継続・拡充、並びに地域の実情に応じた経済対策と社会資本

整備の推進を求める意見書について、議発第10号 議員派遣について、議報告第9号 諸般の報告について。

以上の5議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認め、日程に追加いたします。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

◎議案第135号について(提案説明・採決)

○議長(山川直保君) 日程29、議案第135号 令和2年度郡上市一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長(古田年久君) それでは、議案第135号をお願いいたします。

令和2年度郡上市一般会計補正予算(第5号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年10月1日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚、おめくりをいただきまして、一般会計の補正予算書(第5号)1ページをお願いいたします。

令和2年度郡上市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,782万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ332億2,047万1,000円とする。

予算の詳細につきましては、お配りをしてございます事業概要説明一覧表にて御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。事業概要説明一覧表1ページをお願いいたします。

歳入のほうでございますが、12款としまして地方交付税でございます。普通交付税で2,782万9,000円の増額でございます。交付額の決定によりまして補正財源分を増額するものでございます。

続きまして、歳出の下段のほうをお願いいたします。2つの事業につきましては、新型コロナウイルス対策事業でございますので、よろしくお願いをいたします。

では歳出のほうですが、4款としまして衛生費でございます。予防接種事業、補正額が1,582万9,000円の増額でございます。これは高齢者及び妊婦に対するインフルエンザワクチン接種に係る自己負担額の軽減に伴う増額ということでございます。

2点ほどありますが、まず1点目が、65歳以上の高齢者向けのインフルエンザワクチンの市負担分の助成を拡充するものでございます。ここに記載のとおり3,230円の負担を4,230円の市の負担と

しまして、自己負担額につきましては1,500円から500円とするものでございます。

もう一つは、妊婦向けのインフルエンザワクチン接種に対する助成を新設するものでございます。こちら4,230円の市の負担としまして、自己負担は500円とするものでございます。それぞれ65歳以上の高齢者向けのインフルエンザワクチンにつきましては1,515万2,000円、それから妊婦向けにつきましては67万7,000円、合わせまして1,582万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次が6款商工費でございます。地方創生推進交付金雇用対策推進事業でございます。1,200万円の増額です。こちらは郡上市緊急雇用維持助成金の申請者の増によりまして、事業費の増をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持に伴う事業者の支援でございます。当初76件分、1,200万円を計上いたしましたが、増加によりまして156件分、2,400万円を事業費とさせていただくもので、1,200万円の増額ということでございます。

歳出合計としまして2,782万9,000円でございます。

なお今回、財源として普通交付税を充当させていただきますが、今後、新型コロナウイルス対策事業の執行状況によりまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源構成を行うことも検討したいと思っております。

以上、御審議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第135号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第135号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第135号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第135号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第8号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程30、議発第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 大坪一久君。

○議会事務局長（大坪一久君）

議発第8号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和2年10月1日提出

提出者 郡上市議会議員 田 中 やすひさ

賛成者 郡上市議会議員 蓑 島 もとみ

賛成者 郡上市議会議員 長 岡 文 男

郡上市議会議員 山 川 直 保 様

1枚おめくりください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災・雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債など累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、地方税に関して、新たに国が国民に支援施策を行う場合は、十分に地方と協議するとともに、地方財源に減収の影響を及ぼす場合には、その不足財源について国が補填を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年10月1日

岐阜県郡上市議会

裏面にいきまして、提出先は御覧のとおりですので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、提出者の説明を求めます。

11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 局長が読み上げていただいたとおりですけれども、我々、地方自治に関わる者にとって最大の関心事の一つとしては、来年度の予算編成はどうなっていくんだろうということが、大きくあるというふうに思っています。

今年度に関しましては、国のほうの地方創生臨時交付金等、先ほどの補正予算のところでも説明がございましたけども、地方創生臨時交付金等を活用しながら郡上市としても最大限のコロナ対策を打っていただいたと思っていますが、引き続き、今後、先行きが不透明な中で、来年度の財源、どうやって確保していくかということが、非常に大きな強い関心となっていると思います。そういう意味でもきょうの新聞を見てみますと、各省庁の概算要求等出ておりましたが、まさに今このタイミングで地方財政の安定的な財源を国に対して求めていくことは、必要な措置だというふうに思いますので議員の皆さんの御賛同をお願いいたしまして、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第8号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決を行います。議発第8号について、原案のとおり可と

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議発第8号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

◎議発第9号について(議案朗読・提案説明・採決)

○議長(山川直保君) 日程31、議発第9号 国土強靱化対策の継続・拡充、並びに地域の実情に応じた経済対策と社会資本整備の推進を求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 大坪一久君。

○議会事務局長(大坪一久君)

議発第9号

国土強靱化対策の継続・拡充、並びに地域の実情に応じた

経済対策と社会資本整備の推進を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和2年10月1日提出

提出者 郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

賛成者 郡上市議会議員 清 水 敏 夫

賛成者 郡上市議会議員 原 喜与美

郡上市議会議員 山 川 直 保 様

1枚おめくりください。

国土強靱化対策の継続・拡充、並びに地域の実情に応じた

経済対策と社会資本整備の推進を求める意見書(案)

郡上市では香り高い文化や歴史、緑豊かな自然、先進技術の工業製品といった様々な魅力をさらに磨き上げるとともに、それらを市内外に発信することにより、「観光立市郡上」の推進を図ることを政策の旗印に掲げ、地域の活性化に向けた取組を進めている。

年間約600万人の観光客が訪れる本市においては、東海北陸自動車道をはじめ、整備が進められている中部縦貫自動車道や濃飛横断自動車道、一般国道156号のほか国県市道などのインフラ整備は、人・モノの交流に重要である。加えて、本市の地勢は典型的な中山間地であるため、近年発生

する記録的な豪雨などの災害発生時における避難経路の確保といった市民の安全・安心な生活に資するためにも、着実に取り組んでいく必要がある。

令和2年9月8日内閣府発表によると、新型コロナウイルス感染症の影響でGDPは戦後最悪の28.1%減（2次速報値）と大幅な落ち込みがあり、我が国経済への影響が甚大である。よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税制改正の検討に向け、これまでにない思い切った地方財政措置を求めるとともに、下記の事項について強く要望する。

記

1、頻発、激甚化する災害に対し、地方自治体が国土強靱化地域計画を推進するとともに地域高規格道路をはじめとした社会基盤整備を計画的かつ着実に実施するため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が令和2年度までの限定的な措置のため、対策の継続や対象事業の拡大を早期に決定すること。

2、地方の資金調達に配慮した経済対策の迅速かつ円滑な実施のために平成21年度補正予算で行われた、地域活性化・公共投資臨時交付金のような交付金制度を創設し、防災・減災、国土強靱化の取組を一層加速させ、地方独自の発想で公共投資を行うことを通じて需要の拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月1日

岐阜県郡上市議会

裏面に提出先は記載されていますので、御覧いただきたいと思います。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、提出者の説明を求めます。

14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） 14番、兼山です。この意見書（案）は、郡上市議会が加盟しております三市一村、郡上市、下呂市、中津川市、そして東白川村で期成同盟をしております濃飛横断に関する運動の中で、足並みをそろえて意見書を出さないかという中で起きた話でございますので、意見書文の中の「記」以下は、その三市一村が同じでございます。上は、この郡上市の実情を表したものでございますが、内容は、近年かなり大きな災害が各地で起きておりまして、その中で7兆円ほどの強靱化という事業が3か年計画で行われておりました。これが平成30年から令和2年で限りとなっておりますので、これの延長を求めるものでございます。

そして2番目には、過去にありましたように地方の自主的な単独事業などに財源を交付金として求めるものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、地方3団体の中にも、やはりこれを5か年計画に継続するような要望も出ておりますし、また各地域からの議会からも同じような意見書が採択されておりますので、皆様方の御理解をどう

ぞよろしく願いいたします。

以上で提案説明とします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決いたします。議発第9号について、原案のとおり可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議発第9号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

◎議発第10号について

○議長（山川直保君） 日程32、議発第10号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により、申し出がありました。

お諮りいたします。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎議報告第9号について

○議長（山川直保君） 日程33、議報告第9号 諸般の報告について（議員派遣の報告）を議題といたします。

議員派遣の報告が別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

◎市長挨拶

○議長（山川直保君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 令和2年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

す。

議会におかれましては、去る9月8日開会以来、本日10月1日に至るまで24日間にわたりまして、終始、慎重かつ真剣に御審議を賜り、専決処分の承認、条例改正、補正予算、令和元年度の決算認定等、諸議案につきまして議決をいただきました。ありがとうございました。今後、議決に基づいて適切な執行に努めてまいります。

また、審議の経過において、あるいは一般質問等で賜りました御提言や御意見につきましては、今後の市政運営において、十分これを踏まえてまいりたいと存じます。

これから秋を経て、間もなく年末に至る季節を迎えます。新型コロナウイルス感染の推移も楽観を許さず、加えてインフルエンザ流行の季節ともなっております。議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただきまして御活躍くださいますようお願い申し上げます。

市といたしましてもコロナ感染や、あるいはインフルエンザの流行等の推移、あるいは地域経済の状況等を注意深く見守りながら注視しつつ、適時適切な対応を図ってまいりたいと存じます。

なお本日は、午後1時半より令和2年度郡上市市政功労表彰の式典を行いたいと存じます。議員の皆様方には御臨席を賜りますよう、御案内を申し添えまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（山川直保君） 令和2年第4回郡上市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、新型コロナウイルス感染症対策をとりながらの議会となりましたが、9月8日から本日まで24日間にわたりまして条例の改正をはじめ、補正予算や決算認定など市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議をいただきまして、ありがとうございました。全議案を滞りなく議決することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝を申し上げたいと思います。

また、市長はじめ執行部の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ議員各位から審議の過程や一般質問で述べられました意見、また要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映をされますようお願いを申し上げます。

代表監査委員におかれましては、本会議に御出席いただき、誠にありがとうございました。

議員各位並びに執行部各位におかれましては御多忙の毎日と思いますが、健康に御留意をいただきまして、ますますの御活躍を祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（山川直保君） 以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和2年第4回郡上市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時00分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 原 喜与美

郡上市議会議員 野 田 勝 彦